

新	旧
<p style="text-align: center;">デリバティブ取引<u>等</u>に係る投資制限に関するガイドライン</p> <p>1. 目的</p> <p>本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、以下「内閣府令」という。）」第 130 条第 1 項第 8 号及び「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条に定めるデリバティブ取引<u>等</u>に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。</p> <p>2. 基本的な考え方及び取扱い</p> <p>委託会社会員は、デリバティブ取引（内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、<u>新投資口予約権証券</u>又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）をいう。以下同じ。）に係る投資を管理する方法については、「3」に掲げるリスク管理方法を参考に、あらかじめ社内規則に定め、府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。</p> <p>なお、このガイドラインにおいて示すリスク管理方法は例示であり、委託会社会員が適当と認めるリスク管理手法を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。</p> <p>3. リスク管理方法の例</p> <p>(1) 株式や債券等の現物資産のみを投資の対象としており、デリバティブ取引<u>等</u>の投資指図を一切行わない場合(デリバティブ取引<u>等</u>の投資指図が可能な投資信託財産のうち、デリバティブ取引<u>等</u>を実際に投資指図していない場合を含む。)には、特段、管理を行う必要はないと考えられる。</p> <p>(2) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引<u>等</u>の投資指図を行う場合、<u>以下の①</u></p>	<p style="text-align: center;">デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン</p> <p>1. 目的</p> <p>本ガイドラインは、委託会社会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社である会員をいう。以下同じ。）が「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年府令第 52 号、以下「内閣府令」という。）」第 130 条第 8 号及び「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条に定めるデリバティブ取引に係る投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を示すことを目的とする。</p> <p>2. 基本的な考え方及び取扱い</p> <p>委託会社会員は、デリバティブ取引（内閣府令第 130 条第 8 号に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）をいう。以下同じ。）に係る投資を管理する方法については、「3」に掲げるリスク管理方法を参考に、あらかじめ社内規則に定め、府令の禁止行為に該当することのないよう適正に管理・運営するものとする。</p> <p>なお、このガイドラインにおいて示すリスク管理方法は例示であり、委託会社会員が適当と認めるリスク管理手法を社内規則において定めることを妨げるものではないことに留意する。</p> <p>3. リスク管理方法の例</p> <p>(1) 株式や債券等の現物資産のみを投資の対象としており、デリバティブ取引の投資指図を一切行わない場合（デリバティブ取引の投資指図が可能な投資信託財産のうち、デリバティブ取引を実際に投資指図していない場合を含む。）には、特段、管理を行う必要はないと考えられる。</p> <p>(2) ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引の投資指図を行う場合には、<u>当該投</u></p>

新	旧
<p>～③の選択適用が可能と考えられる。</p> <p>(3) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引等をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）、以下の②又は③の選択適用が可能と考えられる。</p> <p>① 簡便法 各デリバティブ取引等の想定元本が投資信託財産の純資産総額を超えないように管理する方法。</p> <p>② 標準的方式 金融商品取引業者に対する自己資本比率規制（金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」をいう。）における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理する方法。</p> <p>(注) ・算出方法は、派生商品に限らずポートフォリオ全体とすること。(③において同じ。)</p>	<p>資信託財産におけるヘッジ目的の利用範囲を明確にし（投資信託約款で当該利用範囲を定めている場合には当該投資信託約款の範囲とする。）、その範囲を超えることとなるデリバティブ取引を投資指図しないように管理する方法が考えられる。</p> <p>例えば、その管理方法として、ヘッジ目的で投資信託財産の保有株式に相当する株価指数等先物取引の売却を行っている場合、それぞれの評価額がほぼ同等であるように管理することが考えられる。</p> <p>(3) ヘッジ目的以外でデリバティブ取引の投資指図を行う場合（一の投資信託において、デリバティブ取引をヘッジ目的とヘッジ目的以外の目的で投資指図する場合を含む。）には、デリバティブ取引に関して社内規則で定めた方法による額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとならないよう管理する方法が考えられる。</p> <p>例えば、その管理方法として、①デリバティブ取引に係る評価損（平成19年9月30日改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第5項に規定するものをいう。）が、投資信託財産の純資産総額を超えることとならないように管理すること、②バリュエーション・アット・リスクやストレステスト等を活用して算出したリスク量が、投資信託財産の純資産総額を超えることとならないように管理することが考えられる。</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個々の投資対象のエクスポージャーに、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」において定められた掛け目をかけて市場リスク相当額を算出すること。</u> ・ <u>派生商品については、基本的に原資産のポジションに変換の上、掛け目を乗じて算出すること。なお、派生商品のポジションが、これらの取引に対応する原資産のポジションと対当している場合には、相殺することができるものとする。</u> <p>③ <u>V a R方式</u></p> <p><u>金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（V a R方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、投資信託財産の純資産総額の 80%以内となるよう管理する方法。</u></p> <p><u>(注)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保有期間は、10 営業日以上を基本とするものとし、上場先物取引等の流動性の高いものを主たる取引対象とする場合には、5 営業日以上とする対応も考えられる。</u> ・ <u>委託会社会員において、ストレス時の状況を適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、ストレス期間を含む 12 ヶ月を特定するなどした上で当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを保有するポートフォリオに適用して算出するという方法の他、各委託会社会員において適切な管理方法を定めることが考えられる。</u> ・ <u>委託会社会員において、リスク計測モデルをバックテストするなど適切に管理することを基本とするものとし、この場合には、乗数を 3~4 とするという方法の他、各委託会社会員において適切な乗数を定めることが考えられる。</u> 	
<p><u>4. デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示</u></p> <p><u>投資信託約款の特定資産にデリバティブ取引等を記載している投資信託においては、本ガイドラインに記載のデリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>に記載をするものとし、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第27条の3の規定により、委託会社会員のホームページに記載するものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成26年12月 日から実施する。</u></p> <p><u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</u></p>	<p>(同 左)</p>